

※店舗ごとに作成し、当該店舗の給付額を福岡県感染拡大防止協力金申請書(様式第1号)に転記してください。

【第9期】協力金支給申請額計算書(別紙1)

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を入力してください。

※1日あたりの売上高は、消費税・地方消費税を除いた額となります。提出書類上の売上高が消費税・地方消費税込みで記載されている場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を、別途作成して提出してください。

【売上高方式】 ※日数の算定にあたっては、休業日(定休日や不定休による店休日)を含みます。

中小企業ですか？

※ 中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

はい

いいえ 別紙2へお進みください

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。計算方法は下記A・B・Cいずれかを選択可能です。
※月々の売上高が不明な場合は裏面の売上高方式(年間売上高による申請)が利用可能です。

A 月単位方式

(前年又は前々年の6月の飲食業売上高+7月の飲食業売上高)÷6月及び7月の日数(61日)=1日当たりの飲食業売上高

前年又は前々年6月の飲食業売上高 円

+

前年又は前々年7月の飲食業売上高 円

=

前年又は前々年6~7月の飲食業売上高計 円

÷61日=

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ① 円

(1円未満切り上げ)

B 時短要請期間方式

(前年又は前々年の時短協力期間と同期間の飲食業売上高)÷時短協力日数=1日当たりの飲食業売上高

前年又は前々年の時短協力期間と同期間の飲食業売上高 円

÷

時短協力日数 日

=

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ① 円

(1円未満切り上げ)

〈新型コロナ特例での記入方法〉(開店日:令和 年 月 日)※開店日を記入ください
開店日が令和元年6月21日より後の場合は、開店日から令和2年3月31日までの飲食業売上高も選択可能です。(上記の飲食業売上高の欄に記入)
開店日から令和2年3月31日までの日数を時短協力日数の欄に記入 ※特例利用 開店日:令和元年7月1日の場合、日数は275日として入力

C 新規開店特例方式

(※時短要請月を基準に、開店1年未満の場合に使用してください。)

(開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高)÷(開店日から時短協力開始日の前日までの日数)=1日当たりの飲食業売上高

開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高 円

÷

開店日から時短協力開始日の前日までの日数 日

=

1日当たりの飲食業売上高 ① 円

※ 開店日が令和3年1月16日より前の場合は、開店日から令和3年1月15日までの飲食業売上高も選択可能です。(1円未満切り上げ)

8万3,333円を超えますか？

はい

前年又は前々年からの飲食部門における1日あたりの売上高減少額が25万円を超えている場合は別紙2の方式も選択可能です。

いいえ

支給額は1日当たり25,000円です。以下を記入して支給額を確定してください。

25,000円 × 時短協力日数 日 = 当該店舗の給付額 円

上記内容で申請します

上記で計算した①の数字を転記してください。

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高 ① 円 × 0.3 = 1日当たりの給付単価 円

千円未満切り上げ

1日当たりの給付単価 000円 × 時短協力日数 日 = 当該店舗の給付額 000円

※上限:75,000円

支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

上記内容で申請します

※1日あたりの売上高は、消費税・地方消費税を除いた額となります。提出書類上の売上高が消費税・地方消費税込みで記載されている場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を、別途作成して提出してください。

【売上高方式（年間売上高による申請）】 ※前年又は前々年の月別の売上が不明な場合に申請可能

中小企業ですか？

※ 中小企業は、飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。

はい

いいえ 別紙2へお進みください

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高を計算してください。

前年または前々年の年間の飲食業売上高
円

÷ $\begin{matrix} 365日 \\ 366日 \end{matrix}$

いずれかに○をつけてください(※)

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高
① 円

※ 令和2年2月29日の売上高が含まれる場合は366日、含まれない場合は365日を選択して計算してください。

(1円未満切り上げ)

8万3,333円を超えますか？

はい

前年又は前々年からの飲食部門における1日あたりの売上高減少額が25万円を超えている場合は別紙2の方式も選択可能です。

いいえ

支給額は1日当たり25,000円です。以下を記入して支給額を確定してください。

25,000円 × 時短協力日数 日 =

当該店舗の給付額 円

上記内容で申請します

上記で計算した①の数字を転記してください。

前年又は前々年の1日当たり飲食業売上高
① 円

× 0.3 =

1日当たりの給付単価 円

千円未満切り上げ

1日当たりの給付単価
000円

× 時短協力日数 日 =

当該店舗の給付額
000円

※上限:75,000円

支給額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

上記内容で申請します